

村上市監査委員公表第2号

令和5年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和6年2月6日

村上市監査委員

小 田 健 司
渡 辺 昌

令和5年度 村上市定期監査結果報告書

1 監査の期間

自 令和5年12月18日
至 令和6年 2月 6日

2 監査の監査期日及び対象課局

1月 5日	<ul style="list-style-type: none">・議会事務局・神林支所・総務課・企画戦略課・地域経済振興課
1月11日	<ul style="list-style-type: none">・税務課・保健医療課・環境課・市民課・介護高齢課
1月16日	<ul style="list-style-type: none">・建設課・こども課・農林水産課・福祉課・選挙管理委員会事務局
1月22日	<ul style="list-style-type: none">・財政課・都市計画課・学校教育課・観光課・農業委員会事務局
1月26日	<ul style="list-style-type: none">・朝日支所地域振興課・会計課・上下水道課・生涯学習課・消防本部

- 3 監査の講評期日 令和6年2月6日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び第1委員会室、第2委員会室
- 5 監査の対象とした業務期間
令和4年12月1日から令和5年11月30日まで
- 6 監査の方法

各課から事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務を抽出し、所管課に求めた関係書類を基に、事務事業の執行状況や財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかを聴取等により監査を実施した。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の収入未済の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から、抽出した事項に関してその支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理に関する事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・収納委託状況について

7 監査の結果

(1) 共通事項

① 主要施策事業について

各課提出の主要な事業16件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

保健医療課の「歯科健診業務（成人・妊婦・3歳6か月児）」は、幼児期から成人期までの歯と口腔の健康増進を目的とした事業である。今年度から対象年齢に25歳と35歳を加え、20歳から70歳まで5歳刻みに切れ目ない受診の勧奨を行うほか、歯科医師会と共同して啓発に努めていた。子どもの受診率は高く、むし歯の有病率も低下しているものの、成人の受診率はまだ低い状況にある。今後も受診率向上のための取り組みを行い、市民の健康増進に結びつくよう努めていただきたい。

学校教育課では、市内小中学校のトイレの洋式化率が県内平均に比べ低い状況にあり、各家庭でも洋式トイレの普及が進んでいることから、教育環境の整備を図るため「荒川中学校トイレ改修工事」を実施していた。洋式化と同時に床の段差を解消し、車いすでの利用にも配慮していた。今後策定される「第2次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」を踏まえ、学校施設の老朽化対策とともに計画的に改修を進めていただきたい。

② 収入事務について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育園入園者負担金、ごみ処理手数料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査をした。

各課においては、状況に応じ適切な対応を行っていた。

なお、各課の監査結果は個別事項として記載した。

③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めているところである。支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどがまだ見受けられるので、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係27件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査

調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり適正に処理されていた。

⑤ 指定管理者制度について

村上火葬場 無相院・荒川火葬場 普照園・山北火葬場（環境課）、林産物展示販売施設（神林支所産業建設課）について監査対象とし、関係書類を監査した。

村上火葬場 無相院・荒川火葬場 普照園・山北火葬場は「株式会社 会津屋」が、林産物展示販売施設は「とれたて野菜市かみはやし 株式会社」が指定管理者となっている。

締結した協定書に基づいて、事務処理は適正に処理されていた。

⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行い、適正に管理されていることを確認した。

今後も適切な管理を行い、不測の事態が生じないように十分留意されたい。

(2) 個別事項

【税務課】

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税の現年度分収納率は、76.79%であり、督促状の発行、その後、文書催告、電話催告等を適切に行っていた。

また、介護保険料の滞納繰越分収納率は前年度同期と比較して改善しているが、市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納繰越分収納率はそれぞれ低下している。

今後とも、新潟県地方税徴収機構と連携すると共に職員のスキルアップを図り、滞納整理に努められたい。

【環境課】

○ごみ処理手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料の収納率については、現年度分が84.9%で、滞納繰越分は100.0%である。また、し尿処理手数料の収納率については、現年度分が84.4%、滞納繰越分は52.4%である。

いずれも滞納者への対応については、督促状の発行や電話及び文書での催告のほか訪問徴収を行っており、今後も新たな滞納を出さないよう努めていただきたい。

【こども課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について
現年度分収納率については、保育園入園者負担金は 99.42%、学童保育利用料は 97.66%であり、滞納繰越分収納率は保育園入園者負担金が 12.60%であり、学童保育利用料の滞納繰越分収納率は 30.08%である。
今後も滞納整理方針に基づき、滞納整理に努めていただきたい。

【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について
今後も未納者の状況を常に把握しながら、収納に取り組んでいただきたい。

【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について
収納率について、現年度分は 95.08%、滞納繰越分が 6.46%である。
滞納者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、督促及び催告を行い、引き続き収納対策に努めていただきたい。

【上下水道課】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料・公共下水道（公共）使用料・特定環境保全公共下水道（特環）使用料・集落排水処理施設（集排）使用料・個別浄化槽処理施設（個排）使用料の収入未済額と対応について
現年度分収納率は、上水 97.47%、簡水 86.18%、公共 86.11%、特環 86.29%、集排 86.44%、個排 85.53%である。また、滞納繰越分収納率については、上水 76.83%、簡水 96.32%、公共 95.13%、特環 95.97%、集排 99.06%、個排 100.00%である。
今後も収納計画に基づき、滞納繰越額の縮減に向け、取り組んでいただきたい。

○下水道負担金及び集落排水事業分担金の収入未済額と対応について
下水道負担金については、令和 5 年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は、12.07%である。集落排水事業分担金についても既に現年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は、7.92%である。
引き続き、早期収納に努めていただきたい。

【学校教育課】

○奨学金貸付金の償還状況と対応について

滞納繰越分の収納率は前年度と比較して低下したが、収入未済額は前年度と比較して減少している。

償還が遅れている者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、電話及び文書での催告のほか、保証人への働きかけを行っている。今後も適正に収納されるよう引き続き努めていきたい。